

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	仙 台 市

仙台市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 仙台市経済局農林部農業振興課
所 在 地 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電 話 番 号 022-214-8334
F A X 番 号 022-214-8338
メールアドレス kei008130@city.sendai.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	仙台市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成28年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜(バレイショ、ハクサイ、タケノコ、トウモロコシ、ナガイモ)等	被害面積 841a 被害額 827万円
ニホンザル	水稲、野菜(長ネギ、ダイコン、ハクサイ)、果樹(リンゴ)等	被害面積 13a 被害額 17万円
ツキノワグマ	水稲、果樹(カキ、リンゴ、クリ、ナシ)等	被害面積 113a 被害額 105万円
ニホンジカ	被害なし	被害なし

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは、近年、西部の防護柵未設置地区を中心に著しく被害が増加し、早春のタケノコに始まりバレイショなどの野菜、8月以降は水稲の被害が顕著となっている。さらに、農作物被害にとどまらず、学校の校庭、墓園や民家の敷地内などでの掘り返しも多く発生しており、生活被害も拡大している。 ・ニホンザルについては、追い上げやわなによる捕獲などにより、被害の拡大は防いでいるものの西部の出没地域では依然として被害が常態化している。 ・ツキノワグマについては、水稲や果樹のほか、養蜂、養鶏、養魚への被害、さらには人身被害まで発生している。 ・ニホンジカについては目立った被害はないが、目撃情報が数件寄せられており、今後個体数の増加に伴う農作物被害や林業被害の発生が危惧される。 ・このほか、スズメによる水稲被害やハクビシンによる野菜被害が発生している。 ・鳥獣による農作物被害の拡大により耕作意欲が減退し、耕作放棄地が増えている。
--

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値(平成28年度)	目標値(平成32年度)
イノシシ	被害面積 841a 被害額 827万円	被害面積 589a 被害額 579万円
ニホンザル	被害面積 13a 被害額 17万円	被害面積 9a 被害額 12万円
ツキノワグマ	被害面積 113a 被害額 105万円	被害面積 79a 被害額 74万円
ニホンジカ	被害なし(目撃情報のみ)	被害なし

※目標値は現状値の70%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシなど有害鳥獣(サルを除く)については、被害の著しい地域において、宮城県猟友会の仙台市内各支部(仙台北、仙台南、仙台東、仙台泉)に対し捕獲を依頼している。なお、イノシシの有害捕獲にあつては捕獲報奨金を交付し、捕獲意欲の維持に努めている。 ・ ニホンザルについては、宮城県猟友会の協力を得て、銃器を使用した追い上げや箱わなによる捕獲を実施しているほか、電波発信機、箱わな等資材の整備、専門機関による生息状況調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシの捕獲については、箱わなを主体に捕獲数が増えているものの、被害地域が拡大し、箱わなを警戒し近づかない個体も出てきている。 ・ イノシシ捕獲対策強化に伴いわなの設置箇所が増え、猟友会による見回り等の捕獲活動について肉体面、資金面ともに負担が増している。 ・ イノシシの捕獲頭数の増加により、捕獲後の処分が捕獲従事者の負担となっている。 ・ ニホンザルの捕獲については、人慣れが一層進み対策が困難化してる。また、一部の奥山の群れが農地に出没したり、群れから離れた小規模の群れや新たな群れも確認される等、依然として、被害地域・遊動域の拡大が懸念される。 ・ ニホンザルについて電波発信機の更新・新規装着の整備が必要である。 ・ 捕獲体制の人的な維持が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の設置については、みやぎ環境交付金や国の事業を活用し、支援を行っている。 ・ 放任果樹、農作物の残さ及び生活ゴミの管理徹底を指導している。 ・ 出没状況により花火による追い払いを実施している。 ・ ツキノワグマについては、誘引物となる果樹の幹へのトタン巻きを推奨している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみでの大規模防護柵設置の取り組み地区では、設置後2、3年は被害が減少するが、柵に慣れた個体が柵の下を破壊して侵入することが増えており、補修・維持管理が地域の負担となっている。 ・ イノシシ対策用として設置している電気柵については、非常に効果的であるが、設置方法等の不備箇所から農地への侵入が見受けられる。 ・ 市民の自主防除への関心が低く(あきらめ意識が強い)、防護柵の設置や、放任果樹(特に柿と栗)の収穫、廃棄野菜等の管理に消極的である。

(5) 今後の取組方針

- ・ イノシシの捕獲については、農家のわな免許取得を推進し、地域ぐるみでの箱わなによる捕獲を実施する。また、より一層、捕獲強化に努めるとともに、くくりわなや巻き狩りでの捕獲も検討する。さらに、捕獲従事者の負担軽減のため、ICT機器の導入や捕獲した個体の処理施設等の設置について検討する。
- ・ 防護柵の設置については、地域ぐるみの対策が効果的であることから、地域単位の設置を推進する。
- ・ 大規模防護柵の仕様については、より破壊されにくい形状を検討する。
- ・ 大規模防護柵の補修・維持管理費用等の補助の実施について、国・県へ働きかけを行っていく。
- ・ イノシシ対策用として設置している電気柵については、農地へ侵入されないよう正しい設置方法の周知を行う。
- ・ 専門会社への業務委託により、モデル地区を設定し、効果的な被害防除、捕獲方法を調査、他地区への広報を行う。
- ・ ニホンザルについては、宮城県ニホンザル管理計画に基づき、追い上げを主体としながら捕獲を含む個体群管理を推進していく。
- ・ その他の鳥獣対策についても、効果的な自主防除対策と、被害の状況により捕獲を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカについては宮城県の各管理計画に基づき、宮城県猟友会仙台北支部、仙台東支部、仙台南支部、仙台泉支部の協力を得ながら、適切に捕獲していく。

また、平成26年度から地域ぐるみでイノシシの捕獲対策に取り組むため、狩猟免許を持たない農業者等が箱わなの見回り等を実施している。

ニホンジカについては、イノシシと兼用でくくりわなによる捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ わなの適正数の確保と維持 ・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修 ・ イノシシ捕獲のため農家のわな狩猟免許取得を推進 ・ 地域ぐるみのイノシシ捕獲対策の実施
31	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ わなの適正数の確保と維持 ・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修 ・ イノシシ捕獲のため農家のわな狩猟免許取得を推進 ・ 地域ぐるみのイノシシ捕獲対策の実施
32	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ わなの適正数の確保と維持 ・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修 ・ イノシシ捕獲のため農家のわな狩猟免許取得を推進 ・ 地域ぐるみのイノシシ捕獲対策の実施

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、農業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備し、捕獲活動を強化した捕獲計画数等を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	600頭	600頭	600頭
ニホンザル	市ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく頭数	市ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく頭数	市ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく頭数
ツキノワグマ	市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第三期宮城県ツキノワグマ管理計画」に基づき適正な捕獲を実施する。		
ニホンジカ	市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第二期宮城県ニホンジカ管理計画」に基づき適正な捕獲を実施する。		

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ、ニホンジカは、わなを主体に捕獲を通年で実施する。 ・ ニホンザルは、追い上げをしたうえで、人馴れが極度に進んだ群れに対して箱わなと銃器により捕獲を通年で実施する。 ・ 箱わな等による有害捕獲において、狩猟免許を有しない従事者(補助者)の参加により、行政、地域、猟友会で捕獲体制のあり方を十分協議、検討し、実施する。 ・ その他の鳥獣については、被害状況を勘案しつつ、捕獲の必要性が生じた場合、周辺の住環境等を考慮しながら、適切な方法により捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>くくりわなにかかった大型獣類を止めさしする際には、捕獲個体を興奮させずに、一定の距離を取り、1弾でしとめる必要があるが、散弾銃では至近距離からの発砲となり、危険なため、ライフル銃での止めさしが必要となる。</p> <p>また、警戒心の強い有害個体については、わなでの捕獲が難しいため、一斉捕獲(巻き狩り)を計画しており、その際には遠距離からの捕獲が可能なライフル銃を使用する必要がある。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
仙台市	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	電気柵 箇所数 80か所 延長 40,000m	電気柵 箇所数 80か所 延長 40,000m	電気柵 箇所数 80か所 延長 40,000m

(2) その他被害防止に関する取組

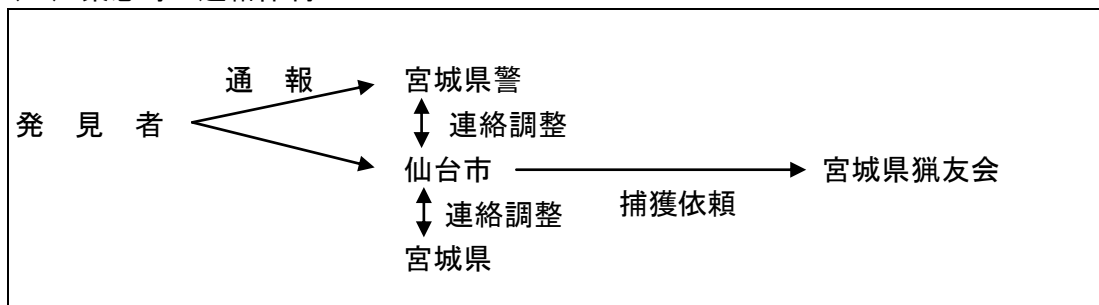
年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等) ニホンザル対策として、追い上げの実施や、自主防除対策の支援の実施
31	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等) ニホンザル対策として、追い上げの実施や、自主防除対策の支援の実施
32	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等) ニホンザル対策として、追い上げの実施や、自主防除対策の支援の実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
仙台市	被害状況の確認、地域住民・関係機関への注意喚起、猟友会への捕獲・見まわり依頼
宮城県	指導・助言・捕獲許可
宮城県警	被害状況の確認、地域住民への注意喚起
宮城県猟友会	対象鳥獣の捕獲、見まわり

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設、または焼却施設にて焼却処分する。
 また、捕獲従事者の負担軽減のため、捕獲した個体をそのまま処理できる焼却施設や減量化処理施設等の導入について検討する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質検出による出荷制限の状況を見極めながら、資源としての活用を検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	仙台市農作物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
仙台市	事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図るとともに、各事業を中心となって実施
宮城県仙台農業改良普及センター	県内及び管内の状況収集と防除技術等事業協力
仙台農業協同組合	農作物被害情報の収集と農家への自主防除対策等の周知、緊急対応の指導・支援
宮城県農業共済組合	被害情報の収集と事業協力
宮城県猟友会(仙台北支部、仙台東支部、仙台南支部、仙台泉支部)	追い上げ、捕獲等に関する事業協力、地域のイノシシ捕獲技術向上のための支援
宮城県自然保護員	出没及び被害情報の収集と事業協力
地区鳥獣害防止対策実施組織	防護柵の設置と管理、柵設置効果の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局	鳥獣被害防止総合対策事業(補助事業)等
宮城県農産園芸環境課	鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金等 県内の対策等情報提供と協議・連携
宮城県自然保護課	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ管理 計画
宮城県仙台地方振興事務所	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲許可、そ の他鳥獣保護に係る窓口、管内の対策等情報提供と 協議・連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年度中の設置を目標とする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・全県的な鳥獣被害対策システム(出没、被害状況、捕獲状況や防護柵等の設置状況がリアルタイムで確認できる)の導入
- ・鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域(銃)の見直し